



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ社会民主党リーダーの状況認識と戦術（一）－カール・カウツキーの場合（その1）1890～1900
Author(s)	山本, 左門; YAMAMOTO, Samon
Citation	北大法学論集, 19(2), 210-241
Issue Date	1968-11-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16106">https://hdl.handle.net/2115/16106</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	19(2)_p210-241.pdf



研究ノート

ドイツ社会民主党リーダーの状況認識と戦術 (一)

——カール・カウツキーの場合(その一) 一八九〇年～一九〇〇年——

山本佐門

はじめに

第一章 エルフルト綱領とカウツキー

第一節 エルフルト綱領の成立とその特色

第二節 エルフルト綱領へのカウツキーの評価

第二章 「ユンゲン」、「フォルマル」の主張をめぐる論争

第一節 論争をめぐる経過

第二節 カウツキーの対応

第三章 「農業論争」とカウツキー

第一節 「農業論争」の背景

第二節 「論争」の経過

第三節 カウツキーの対応

第四章 ブロンシャ邦議会議選挙参加をめぐる経過

第一節 論争の経過

第二節 カウツキーの対応(以上本号)

第五章 ベルンシュタインの「提案」をめぐる論争

第一節 ベルンシュタインの提案

第二節 カウツキーの対応

第三節 ローザ・ルクセンブルグの対応

第六章 まとめ

はじめに

ドイツ社会民主党(SPD)は一八九〇年代に入り、その勢力を急速に拡大した。この現象は一方では組織面において、また他方では活動範囲においてみとめられるのである。そしてこの「拡大」の動きは陰に陽に、SPDに逆に、様々な作用をもたらした。党の体質に、党の戦術に。そしてこのような状況にあっては、リーダーの適確かつ敏速な「政治指導」のもつ意義はきわめて重要なものとなってくる。とりわけ彼等の行う「状況認識」、「戦術決定」は絶えず検討、修正の必要にさらされていたといえる。そしてこのことはまた、彼等がいただいていた「社会変革理論」がより一層具体化・活性化されざるをえない状況ともいえるのである。そしてこの具体化・活性化のプロセスの中で、リーダー層の中に「考え方」「イメージ」のくいちがいが様々な形で生じてくるのであった。現にSPDでは、「戦術論」をめぐる対立・論争は党の拡大に比例してそのはげしき、複雑さをまましてきている。この稿においては、このような「理論の具体化・活性化」が、トップリーダーの中で、どのように行われてきたかを考えてみたい。しかし複数のリーダーを総合的にとらえることは

断念し、カール・カウツキーに限定してこれを考えてみたいと思う。<sup>(1)</sup>ここでは年代的に一八九〇年から一九〇〇年頃まで、またカウツキーの対応をもとめる対象として、(イ)「九一年の新綱領(エルフルト綱領)採択」(ロ)「フォルマル」、(ニ)「ユンゲン」をめぐる論争(ハ)「農業政策論争」(ヘ)「プロシヤ邦議会選挙参加をめぐる論争」(ホ)「ベルンシュタイン論争」がとりあげられる。(イ)において九〇年代初めのカウツキーの「社会変革理論」の全体的特徴を考え、(ロ)、(ニ)、(ヘ)において、この理論が具体的・個別的な問題にどのようにあらわれているかを考え、「具体化・活性化」の内容をとらえようと思う。そして(ホ)において、九〇年代のカウツキーの「変革理論」をもう一度総合的にとらえてみようと思う。<sup>(2)</sup>

(1) ある集団なり人物なりが、明確な「社会変革理論」を強く保持し、そして具体的な問題に対処する機会が多ければ多いほど、「理論」の活性化・具体化が起きる場合が多いと考えられる。この意味では、SPDのリーダーの中でカール・カウツキーが妥当な人物であると考えた。なおカウツキーの伝記については、簡略なものしかない。

Karl Renner, Karl Kautsky; Brill Hermann, Karl Kautsky 16. Oktober 1854~17. Oktober 1938; Benedikt Kautsky, Ein Leben für Sozialismus. — Erinnerungen

an Kautsky (この中にはカウツキー自身による *mein Lebenswerk* が入っている。一八九〇年までの彼の回想録については *Aus der Frühzeit des Marxismus*。(エンゲルスの手紙のみ邦訳)「エンゲルスのカウツキーへの手紙」岩波文庫(岡崎訳)、『Erinnerungen und Förderungen

- (2) この四つの論争(甲)~(丁)をとりあげたのは、これらが一応年代的に連続しているということととも、「この論争は、内容的には、SPDの「戦術」を当面の具体的な対応と基本原則との結びつけの中で考えてゆこうとするもの、さらに当時のSPD及びそれをとりまく状況を比較的是つきり表すものが含まれているということによる。九〇年代のSPDの党内論争についての研究では「ベルンシュタイン論争」(修正主義論争)、「農業論争」がとくによく取上げられている。私がこの稿をまとめるにあたって大いに参考にした G. Ritter, *Die Arbeiterbewegung im Wilhelmischen Reich* 及び G. D. H. Cole の *The Second International* のドイツの部分では、「エンゲン、フォルマルをめぐる論争」及び「プロシヤ邦議会選挙をめぐる論争」が取上げられている。

## 第一章 エルフルト綱領とカウツキー

### 第一節 エルフルト綱領の成立とその特色

一八九一年一〇月、SPDはエルフルト大会で新綱領を採択し

た。新綱領はすでに鎮圧法の廃止以前にもプランンとしてはあったが、具体化が行われたのは九〇年のハレの党大会以降であった。

そしてこのプロセスの中には、マルクスの思想の党内リーダーへの浸透とゴータ綱領以降の党自体の実際活動での体験が大きく影響していた。そしてマルクスの考え方の綱領導入に関しては、直接的にはそれまで未発表のままにされていた彼の「ゴータ綱領批判」の「ノイエ・ツァイト」紙上での公表、及びこれをバックアップするエンゲルス、カウツキーの発言が大きく作用している。しかし新綱領採択は「難産」かつ「裏工作」にみちたものであり、このような事態はとりわけ、「一般原則」(エルフルト綱領でいえば第一部)の「とらえ方」[扱い方]をめぐって生じた。この経緯から読みとれることは、SPDの中心リーダー自体に必ずしも理論面的一致があるとはいえず、また一般にいわれるほど「ゴータ綱領の欠陥」が意識されておらず、ラサールへの評価もさほど低くはなかったということである。それでもなおかつあのような「抽象度の高い」またきわめてマルクス思想の濃厚な綱領が、党大会でほとんど討論も反対もなく採択されているのであり、このことは、綱領の意義を党のリーダーの大部分が充分にとらえた結果というより、通り一べんの黙認として、さらにリッターのい

うように「起草者の権威、あらゆる学問的論議に対するドイツ労働者の尊重、マルキシズムとならぶ世界観上の体系がないこと」<sup>(4)</sup>によっているとみた方がいいであろう。エルフルト綱領はその採択時点においてすでに多くのリーダー（党全国大会代議員レベルまで）から離れていたのであり、党の総意の結果とも党リーダー層の実質的な「同意」の下にできあがったともいいえなかった。さらに綱領の内容に立入ってみるならば、一般党員の実際活動に對する「新綱領」の実効性は益々疑わしいものになる。

① まず綱領の第一部分では、状況認識と最終目標がきわめて「一般的」「原則的」にのべられており、社会の動きを特徴的にとらえ、その成り行きから目標及びSPDの任務が設定されている点は、「倫理的」な色彩の濃いゴータ綱領のとらえ方に比して、たしかに「党内の理論水準の向上」を反映させているかもしれない。<sup>(6)</sup>

② そしてこの綱領によれば、たしかに資本主義社会の「経済上」の破綻、階級対立の激化、「社会革命」の不可避性は、「一般的」に確認しうる。しかしながら、九〇年代のSPD、そしてドイツ・プロレタリアートのための特別かつ具体的な状況認識、運動形態、目標は、見出しえないのである。

③ しかし、第二部分において、当面するSPDの政策がゴータ綱領に比して豊富かつ実情にそくして修正され、くみこまれている。これには、(イ)SPDの活動範囲の拡大、つみかさねの中で生じてきたもの、(ロ)SPDの要求の内容がある程度政府により実現されたり、変更されたりして修正補強されたものが、あげられる。<sup>(7)</sup>したがって、先にのべたゴータ綱領採択以後の二方面（理論と実際活動）での体験・成果は新綱領にくみこまれているが、その結びつきがないままに、並置されていた。そしてこのような特色をもった綱領を「活動の指針」として考えてゆこうとした時、きわめて「不十分」なものとなり、この綱領を「指針」としてゆこうとするSPDのリーダーに極めて重要かつ困難な「綱領補充」の作業が課せられることになる。まず第一は、「状況認識」の具体化、特殊化の作業である。SPDはドイツでしかも具体的に活動するのであって、そのためには綱領にのべられている「一般的状況認識」ではなく、九〇年代のドイツにそくした「状況認識」が不可欠となるのであり、それは「綱領」とは別にリーダーによって行われねばならぬものであった。第二は、一般的な最終目標（政治革命と社会主義化）ときわめて具体的な当面の政策との「結びつけ」である。このことは「最終目標」へのプロ

セスをいかに具体化してゆくかということ、また逆に個々の政策をこのプロセスの中でどのように位置づけてゆくかということに興味している。そして当然のことながら、「状況認識」と「結びつけ」という作業はきわめて同時的かつ有機的に行われねばならぬものであった。SPDにとって、この二大作業は、「基本方針」の決定とならんで、いや党の実際活動にとってはより重要な作業といえるのであって、この作業がどのような形で、どの程度行われるかが、SPDの政治指導の方向、その効果を決める中核的な要因といえる。そしてこの作業の進行が「変革理論」の「活性化」「具体化」なのであり、これはまた、エンゲルス以来よくいわれる「書かれていない部分」を「書きこんでゆく」作業であるともいえる。ここでは、この綱領の事実上の作成者たるカウツキーの場合に「空白」がいかにうめられていったかを考えてみる。まずカウツキー自身エルフルト綱領をどのように評価し、その内容をいかに解釈していたかを検討してみよう。

## 第二節 エルフルト綱領へのカウツキーの評価

先にものべたように、エルフルト綱領の決定にあたって、カウツキーはきわめて大きな働きをしていた。しかしそこでのカウツキーの貢献は綱領の理論面に対してであり、いかにマルクスの考

え方を導入するかが彼の中心的関心であった。したがって新綱領導入の必要性の理由も、彼からみれば、「新しい状況の到来」というより「SPDの理論的向上」の面が強調されるのである。また実際、SPDの中で「理論的に向上」（実はマルクス、エンゲルスの考え方を習得したということ）した人々の中心が、カウツキーであった。このような中で、エルフルト綱領への彼の態度、評価を考えてみたい。<sup>(10)</sup>

もちろん「状況認識」「発展のプロセス」そして「SPDの最終目標」は、エルフルト綱領の「基本部分」と同じであり、したがってドイツの当時の状態や観点からとくに「綱領」を位置づけようという動きは、具体的・直接的には彼の発言の中から見出せない。さらにエルフルト綱領の第二部分についての彼の主張は、きわめて少なく、関心の程度が疑われるのであり、まさしく、綱領の「空白部分」は彼自身の「変革理論」の「空白部」ともいえるのである。しかし、綱領についての彼の発言の中には、この「空白」をうめる際の土台となるいくつかの彼特有の「考え方」があらわれている。

まず第一には、将来の見通しについて全く判断をさけていないことである。「我々は、政治的發展の新しい要因はいかに作

用するかについて、全くいえない。いくつかの平和好みの同志が平和的・合法的な道を進むんだというのは、我々の目標が暴力で達成されるのだと主張することと同じく、性急なことである。我々はそれについて何も知らない。」またこういふ言い方もしている。「我々は、きたるべき政治的發展について全く何もしらない。そしてまた、社会主義への移行形態についても当然に。我々はまた、それまで（社会主義に至るまで）資本主義的生産様式はどのような生産力や生産形態をおしすすめるかも、知らない。」「それゆえ社会主義への移行過程は、我々の考えではプログラムに属さない。」<sup>(11)</sup>そしてこれが、カウツキーにとってプログラムで移行過程についてふれなかつた理由である。カウツキーの移行過程のとらえ方は、「各々の状況に応じて適確に対処してゆく」ということである。<sup>(12)</sup>しかし、まるっきり「状況主義」かといえ、そうではない。「しかしそのことは、我々が盲目で未来の全体の福祉についてあちこち手さぐり状態であるということではなく、我々はある程度まで全くはつきりと、きたるべき發展の傾向（型）<sup>(13)</sup>（Form）や定式（Formeln）でなく」を知っている<sup>(14)</sup>したがってカウツキーにとって重要なのは、この發展の「傾向」への理解を深めることと、個々の状況をげんみつに認識し、傾向のわく

の内て解釈してゆくことである。

第二は当面の活動に關してであり、それはまず「社会改良」と「政治闘争」の評価についてである。彼はこういう。「労働者階級の強化とは、経済的なものであれ、政治的なものであれ、社会主義のための闘争者の強化にはかならない。プロレタリアートが今日の社会でそれらの状態の改良への闘争に力をいれることは、社会民主党の原理にただ矛盾しないというだけでなく、おそらく重要な原理、おそらくそれら（社会民主党）にもっとも大切な課題となるであろう。」<sup>(15)</sup>「社会改良」のための運動には、単なる「組織化」の手段以上のものが与えられる。そしてこのような視点から、労働組合運動とともに、当面の政治活動の必要性の強調へとすすむ。「労働者階級にとくに直接関係ある法律ばかりでなく、また他の大多数の法律も、多かれ少なかれ労働者階級の利害にふれられている。それゆえ労働者階級は、あらゆる他の階級と同じように、政治的な影響力、政治的な力をえようとしなければならぬ<sup>(16)</sup>」とし、「近代的な大国家」においては、プロレタリアートが「自分達の選挙した議會を通じてのみ」これを行いうるとし、さらに「プロレタリアートが自覚した階級として議會のための闘争

(とりわけ選挙戦)にのぞみ、議会で議席をかちとるならば、議会主義もこれまでの本質を変えはじめる。ブルジョアジーのたんなる支配の手段でなくなる。<sup>(16)</sup>カウツキーにとって、扇動・宣伝のためにも、また実際の要求の実現のためにも、「議会をめぐる闘争」は「もっとも有効」なものとなるのである。しかしこのような「社会改良」の承認、「議会のための闘争」の強調は、もちろんカウツキーにとって限定つきなのである。「我々が強力になればなるほど、現在は我々にとって重要になろう。しかし我々は、それによって未来を忘れたり、当面の成功をえようとすることに我々を限定したり、さらにまた、それによってプロレタリアートの継続的利益やそれらの未来が危機にさらされたりするならば、不幸である。」<sup>(17)</sup>そしてこれは当然に、彼の作である「綱領の基本部分」の見通しにもとづいているのである。「恐慌、新しい技術、企業者連合、新しい取締規定は、くりかえし、くりかえし、それら(労働者階級がえた成果——筆者)を奪う。労働者階級の解決は、闘争、闘争そしてくりかえし闘争をもとめる。それらにとつて、継続的な勝利はない。それらが継続して国家権力をとり、生産手段の共有をもたらさないかぎり」という考えであつて、<sup>(18)</sup>議会議争も、あくまでも「政治権力の奪取」をめざすという前提の下で

のみ認められるのである。我々はここでカウツキーの「変革理論」の特色として、(1)綱領第一部の基本的な状況認識、見通しを「傾向」という名の下で承認しており、しかもこの「傾向」が彼の状況判断の基準のきわめて決定的なよりどころになっているという事。 (2)しかしこの背後に、「将来の予測」を意識的に回避しているということ、また当面の活動としての「社会改良」の闘争が容認され、日常活動のもっとも重要な場として選挙、議会議争が強調されていたこと。(3)しかしながら具体的な政策の提出、検討はほとんど行われていないということの三点をとくに指摘できる。私はこれらを、カウツキーが九〇年代初めにもつていた「変革理論」の基本的特性と考えるのである。そして、これが個々の具体的な問題対応においていかなる形であらわれてくるかが、以後の章で検討される。

(1) G. Ritter, Arbeiterbewegung im Wilhelminischen Reich S. 94.

(2) この発表の経緯、反響は、Friedrich Engels' Briefwechsel mit Karl Kautsky でのエンゲルスとカウツキーの発言からよみとれる。

Kautsky an Engels 九〇年九月八日、九一年一月八日、

九一年一月十三日、九一年二月六日、九一年二月九日。

Engels an Kautsky 九一年一月七日、九一年一月十五日、九一年二月三日、九一年二月一日、九一年二月二三日。

(3) 新綱領草案の成立過程は、執行部案〔エルフルト綱領批判〕という形でエンゲルスから批判されて若干修正したものとノイエ・ツァイト編集部案が二人からなる綱領委員会に出され、「執行部案」が四対一七で否決され、採決なしで「N・Z案」がうけいられ、それが委員の手によって若干修正され、大会に提案された。(Kautsky an Engels, 九一年一〇月三〇日) この綱領制定過程は、カウツキーの「理論」が党リーダーの中で「承認」され、他方リプターネヒトのラサールの色彩をこした「理論」が否定され、彼の党内の「権威」が低下させられていった過程ともいえる。Ritter, *ibid.* S. 92. 注 99, S. 95. またベーベルは、「N・Z案」を受入れたけれども、「ラサール批判」にはきわめて慎重であり、カウツキーやエンゲルスとは距離があった。Engels' Briefwechsel mit K. K. S. 276, (K. K. 九一年二月九日) SS. 278~280. (K. K. 九一年二月一日)——ここでは「私はとくに、ベーベルに聞きたい。《なぜ執行部のお歴々はラサールに対してのみ神経過敏なのか。シユラムがマルクスに激しい攻撃を行った時、怒って抵抗するものは一人もいなかったのに》」とのべている。

—— S. 289. (K. K. 九一年三月二日)

(4) Ritter, *ibid.* S. 99.

(5) したがって、「エルフルト綱領」はきわめて一部のトップリーダーの「能動的容認」と大多数(代議員クラスまで)のリーダーの「消極的・受動的容認」の下で「採択」されたといえる。

(6) カウツキーにいわせれば、「綱領の総論そのものは、『資本論』の『資本主義的蓄積の歴史的傾向』の有名な章を解釈したものにすぎない」ということになる。K. K. Der Erfurter Programm S. 20.

(7) 新たに項目化されたものには①一切の選挙での比例代表制と代表への俸給支払、②各行政団体(帝国及び地方自治体)での人民の自治、官庁の民主化の要求、③農業労働者や家事使用人の保護等。また具体化された主なものには①労働条件の管理に関する一連のもの、②労働関係の管理に関するもの、③保険制度などがある。

社会主義鎮圧法廃止以前のSPDの活動を「非合法」か「革命的な扇動活動」とのみとらえてはならない。むしろ「鎮圧法」のゆえに「法的にゆるされた」活動の領域、つまり選挙・議会闘争(主に帝国議会)や非政治的な労働運動が活動の中心舞台になっていったのである。「鎮圧法廃止以後」の「合法的」「社会改良的」活動の拡張も、むしろその基礎を「それ以前」の活動にもついていたといえる。

(8) マルクス・エンゲルス選集、一七卷下三八四頁

「草案の政治的諸要求は、一つの大きなあやまりをおかしている。そこには、本来いわれなければならないことがら  
が書かれていない。たとえ、これらの十条の要求（執行部  
原案の政治的要求の部分——筆者）がみたまされても、吾々  
はたしかに政治的主要目標を達するための種々の手段をそ  
れだけよけいに持つことにならうが、その主要目標そのも  
は決して達せられないであろう。」<sup>14)</sup>「一般的な抽象的  
な政治的要求を表面におしだし、そうすることによって当  
面の具体的問題を隠蔽しているが、しかしこれらの問題こ  
そ、なにか最初の重大事件、最初の政治的危機がおこる時  
にかならずひとりでに日程にのぼってくる問題なのである。」  
〔前掲書三八五～三八六頁〕のちのSPDのリーダー層の「  
戦術」論を考える時、エンゲルスの上記の指摘はSPDに  
とってきわめて重要な警報であったことが理解できる。

- (9) Der Entwurf des neuen Parteiprogramms (Neue Zeit,  
9. Bd. 2) SS. 723～724. Der Kongress zu Erfurt (N. Z.  
10. Bd. 1) S. 162 において彼の綱領への態度がよくつか  
める。彼は特に「科学的社会主義」（マルクス主義）の意  
義を強調する。

- (10) 綱領への彼の対応については、上記二論文のほかに、  
Unsere Programme (N. Z. 9. Bd. 1), Das Erfurter Pro-  
gramm (1892) が重要である。

- (11) N. Z. 9. Bd. 2 S. 757.

- (12) ibid. SS. 757～758.

- (13) ibid. S. 758.

- (14) ibid. S. 754.

- (15) Das Erfurter Programm. S. 211. (邦訳 世界大思想全  
集一四巻、一四頁)

- (16) ibid. S. 216. (邦訳 一四四頁)

- (17) Der Entwurf S. 755. 「社会改良」の限界については

Das Erfurter Programm SS. 231～232. (邦訳 一五四頁)  
「階級闘争によって起る労働者階級の向上は、経済的なも  
のというよりか、むしろ道德的向上である」ということに  
なるので、この差が益々意識され、「階級闘争が既存の生  
産様式をのりこえてすすまなければ、結局、無駄で効果の  
ないように思われてくる」という考え方である。

- (18) Der Entwurf. S. 754.

## 第二章 「エンゲン」「フォルマル」

### の主張をめぐる論争

#### 第一節 その経過

一八九一年のエルフルト大会は「綱領制定」をその中心課題に  
したにもかかわらず、激しい活発な論争は当面の戦術、戦略をめぐ  
って行われた。この論争は九〇年を起点とする「ノイエ・クル  
ス」（新航路）といわれる政治状況の新局面に対応していた。こ

の局面現出の中には、社会民主党が帝国議会選挙で大躍進(得票数では七八万三千票から一四二万七千票へ、議席数では一から三五へ)し、さらにそのあとすぐビスマルクの失脚、社会主義鎮圧法の廃止とかわめてSPDに有利な、そして「自信」を与える事件も、含まれていた。またビスマルクにかわったウィルヘルム・カプリヴィ(Capriivi)の政治指導は、経済政策においても、労働政策においても、議会対策においても、ビスマルク時代との相違を感じさせていた。この事態に直面して、これに「いかなる評価を下し」「いかに適応してゆく」かが問題とされるのは、自然であり、「新綱領」においてこれがなんらふれられていない以上、リーダー層にとってきわめて重要な問題であった。それは具体的に、当時の「政治状況についての評価」「どんな戦術が妥当か」をめぐって展開された。この判断についてくいちがいが起り、リーダー層の中で三つの見解が生じた。その一つを代表するのがバイエルン王国のSPDのリーダーでかつ帝国議会議員のフォルマール(George von Vollmar)であった。彼の主張は、状況の変化をきわめてSPDに有利なものとしてとらえ、合法的かつ社会改良的戦術に重点をおくことにあった。彼のいう状況の変化とは、主に新航路時代のドイツ帝政の性質の変化であった。ビスマ

ルク失脚によってその力が弱まったこと、またSPDやプロレタリアートに対しても対立をよわめるとともに、その対立をもむしろ合法機関の中にもちこんだことである。このような中でSPDが戦術の転換を考慮するのは当然で、今の状況及び党の力量からして、経済的・政治的改良活動に力をそそぐことは可能であるし、これこそ「党のよい意味でのリアルポリティク」であるし、これこそが「一歩一歩資本主義の中ですでに政治的力を獲得し、社会主義へ進展(Weitermachen)する」道だとする。そして、当面のポリシーとして五項目のものを提出する<sup>(1)</sup>。さらに彼は、プロシヤ・ドイツ帝政の社会改良政策遂行の可能性を高く評価し、それに社会主義的内容を与えようと主張した。これは一八九二年の党大会で「国家社会主義」的だとされ、はげしく批判された<sup>(2)</sup>。

他方「エンゲン」といわれるグループは、フォルマールとは逆にその局面の変化を考慮せず、もっぱらSPDのその頃の戦術及び体質にはげしい批判を加えるのである。彼等の主張の中で注目されるのは、党の「組織的拡大」及び「党リーダーの合法的で、温和な活動方針」「議会戦術」に批判の重点があったことであるが、フォルマールの主張に比して感情的で、言葉の上ではげし

いが、体系性、説得性にかけていた。<sup>(3)</sup>この二つの主張に対して、執行部の態度はきわめて中間的なものであり、それはドイツ・プロシヤ帝政の変化の過大評価をいましめ、「党の終局目標」(「政治権力の奪取」)を確認することにより、フォルマルの主張に限定を加わえたが、他方「政治権力の奪取」は、あらゆる機関を利用する「持続的な活動」によること、限定つきの「社会改良」のための活動の必要性をみとめることによって、「ユンゲン」の主張をしりぞけた。<sup>(4)</sup>しかし、論理上では両翼の主張をしりぞけ中間的であるけれども、事実上の問題として、また党のリーダーが「従来の方の戦術をかえない」とのべた時、それは「ユンゲン批判」になっても、フォルマル批判にはならなかったのである。というのは、フォルマル自体最終目標たる「政権獲得」「社会主義」を否定したわけではなく、<sup>(5)</sup>他方党のリーダー(執行部)もまた、フォルマルの戦術を否定せず、むしろ「従来の方の戦術」といった時、それは「合法的・社会改良的手段」を主にしたものであり、フォルマルのそれとかわるところがなかった。執行部はただこの戦術の「意義づけ」で「ゆきすぎ」をくいとめようとしたにすぎない。他方「最終目標」の強調においては、執行部以上であり、「当面の戦術」について大きくくいちがっていた「ユンゲ

ン」に対しては、彼等の批判の拙劣さもあって、「意義づけ」による反論よりもむしろ「批判のルール」「党規律」の面が強調され、きびしい批難が与えられたのは、興味深い。<sup>(6)</sup>表現の上では「中間的」であったけれども、行動の上で執行部はいわゆる「改良主義者」と共通の基盤にあったといえる。また「戦術」についての意義づけは行ったけれど、「状況認識」はきわめて不完全であった。執行部の対応の中に、我々は、九〇年頃のきわめて流動的な政治状況に直面し、平和的・合法的進展への「過大な期待」と、挑発をまねき再び非合法下におとされることへの「極度の恐れ」をもちつつ「手さぐり」で「状況適応」を行おうとする動きを、読みとることができる。

## 第二節 カウツキーの対応

これに対してのカウツキーの答えは、執行部の対応と類似している。<sup>(7)</sup>まず「ユンゲン」、フォルマル両者への彼の反応をみるならば、「ユンゲン」に対しては、理論的に立入った反論は問題にされず、むしろ「政治的評価」に終始しており、他方フォルマルに対しては、かなり立入ったいいない「理論的判断」を加えている。まず「ユンゲン」に対する答からみてゆこう。彼は、「ユンゲン」は血気にはやる青年達のゆきすぎ行為だとし

てあまい態度をとっている党内の傾向に反対して、「我々に話したのは疾風怒濤の士ではない。二心的、打算的野心家である。かれらから出たのは性急な主張ではなく、かれら自身の主張が今日の党状況においておもうようにうけいれられないということについてのかたくななしくしみである。かれらの攻撃は不完全な空想や誇張ではなく、大うそと中傷である。我々の内部にはこんなやり方で動いている反対派のいるどんな場所もない。」<sup>(8)</sup>とべ、そしてそれらの結末について、「いまは党から排除され、ブルジョア新聞のやっかいになっているが、やがてそれからも忘れられて、今日の西ヨーロッパの状況では気がいだけ<sup>(9)</sup>がみとめているアナーキズムへの道がのこされているだけだ」とのべる。「エンゲン」はカウツキーにとって「理論的に批判」するに価しない対象なのであった。しかしこのことは、「アナーキズム」やそれに類似したものの「戦術」もカウツキーにとって問題外だということにもなる。

それでは、フォルマルへの対応はどうであろうか。「状況」「戦術」の順でみてゆこう。カウツキーは、フォルマルのいうような状況の変化は限定つきでみとめる。

「『実際にはビスマルク失脚以来ドイツでは何もかわっていない

いから、その見解は誤りだ』としてフォルマルに反対した場合、それは我々の考えからすれば、極端すぎているようにみえる。それは何とんでも正しくない。大きな変化がおこっているのだ。ただ今まで少ししか目にとめる機会がなかったのだ。この変化は、フォルマルが考えるようなたぐいのものかどうか問題だが。ビスマルクの失脚以来ドイツ帝政は重要な支えを失った。大きな成功もたらすプレステージを。その成功は遮断され、そしてドイツ帝国の再組織を行おうとする人々の活動が注目すべき諸結果をもたらした。

この人々にはかりしれぬ信頼の意を示したとしても、何の不思議もないし、それらの活動や力が多くの敵対者によって過大に見積られても、不思議ではない。(しかし)新しい政府は、まずそれらがなしうるものを実証せねばならぬ。というのは、それらが平和的なやり方を見出したという限りでは、それ自体は約束にすぎず、業績には値しないのだ<sup>(10)</sup>。さらにまたこうもいう。「新しい体制はビスマルクのような権威をもたないからといって、そのことから、社会民主党は以前よりもたやすい譲歩をここからえられるということにはならない。我々にとっては、単に政府が対立しているばかりでなく、また支配階級が対立している。そして政

府が人民全体への権威を失えば失なうほど、支配階級に依存するようになる。」

したがって、このような変化だけから、楽観論はみちびきえず、ただ状態は「以前よりもはかりがなくなった」といえるだけであるとする。そしてカウツキーにとって、これは「上層」における変化であって、下層ではもっと重要な変化が進行しているとして、以下のようにいう。「ビスマルクの失脚は大衆を動かした。静止にかわり、あたらしい政治生活が生じてきた。それとならんで、偶然に新しいカイザー体制の出現とほぼ同時に経済的躍進がきた。そして労働運動が飛躍的にひろまり、一連の輝やかしい経済上・政治上の勝利がおとずれたのも、不思議ではない。」<sup>(14)</sup>

そして「労働運動に新たに加わった層が」「労働者を今までの貧困から解放するのに十分な経済上・政治上の譲歩をただちにえることができるという考えに傾いたのも、不思議ではない」し、フォルマルの政策もこのような動きに「みのある土壌」を見出していることになる。<sup>(15)</sup>しかしカウツキーにとっては、「以前に実行していた戦術を全く変える」必要はない。いや、それを確認することが今こそ大切だということになる。それはなぜか。三つの理由が考えられる。

第一点はある活動が必要になっているからこそ、つまり「状況が我々を実際の活動にむければむけるほど、そして労働者階級がこの活動を期待すればするほど、あらゆる幻想をはねのけ、今日の社会での可能な改良の不充分さを証明すること、「我々の大目標が忘れられない」ように気づかうことが、大切になってくるから。

第二点は社会状況になおきわめて不安定な要素があることである。ドイツ政府の出兵がよくわからないし、またヨーロッパ全体をみた場合、国家間の対立が軍拡によって激しくなっているし、各国での階級対立もはげしく、経済恐慌も今年になってつよまる。<sup>(16)</sup>

第三点は、プロシヤ・ドイツ帝政への根強いカウツキーの不信である。カウツキーにとって、SPDの進出をさまたげ労働者をなだめるために行われたビスマルク流の「社会政策」（国家社会主義）は、新しい体制になっても消えさったとは思えないのである。「ビスマルク体制下で破産したのは国家社会主義のイデーではなく、一九世紀の英雄が実行したばかげたやり方であった。イデー自身はビスマルクによって破壊されず、大衆の中にもこまられた<sup>(16)</sup>」という考えであり、経験が少く、理論的に不十分な大量のSPDの新支持者がこれにくみこまれることを、恐れている。<sup>(16)</sup>

国家による階級対立の「隠蔽」、労働者の懐柔は、「強力な近代

君主と強力な社会民主党が同居している」というプロシヤ・ドイツ国家特有の現象であり、SPDは自からの勢力をのばすたびにこの「国家社会主義」の陰謀に警戒せねばならぬものと考ええる。

そしてカウツキーのフォルマル批判、さらに「社会改良期待論」への反論の中心は、このプロシヤ・ドイツ帝政の「国家社会主義」的政策への不信にあるように思われる。<sup>(18)</sup>そしてカウツキーの当面のSPDの戦術は、「SPDはそれらの今までの道をすすむだろう。それらの戦術はもとのままであり、これによってSPDは大きくなった。理論と実践、革命的プロバガンダと改良的活動、破壊的批判と積極的創造、小さいことへの深い配慮と我々の究極目標の継続的保持、そしてこれらの密な結びつき、これが、SPDが以前もそして今後もすすめていく階級闘争の方法である<sup>(19)</sup>」という風に、考えられる。これは先の執行部の対応同様、きわめて中間的な立場である。彼等の立場は、「少数精鋭」「すぐにも革命」をという「アナーキスト」とも、「もっぱら改良に終始し、大事業を忘れる」「改良主義者」ともちがうことになった。

カウツキーの反論は確かに、フォルマルの「楽観論」に対して状況及びSPDの立場から「限界」を示し、「全面否定」でな

く「限定」であることよって、「エンゲン」の主張にも反論したことになる。しかしカウツキーの主張をみる限り、「それまでの戦術」「改良的活動」「小さいことへの深い配慮」の内容が具体的に検討されておらず、ただ一般的ないい方で、必要性とその限界が指摘されているだけであるから、フォルマル等の「改良主義者」への実際上のチェックはかなり困難になっている。さらにまたドイツの当時の状況はとらえられてはいるが、それ自体きわめて「あいまい」であり、状況がどの方向へ動いているのか、政治勢力相互の関係はどうなのか、具体的には全くあきらかではなく、執行部同様「手さぐり」なのであり、具体的な戦術提示の「あいまい」さとあわせて、彼の立場は党員を能動的に状況に適應させてゆくというより、党の「実践家」に「ブレーキ」をかけるというきわめて「保守的」な機能を果している。しかしカウツキーも執行部も、フォルマルのようなやり方には「ブレーキ」をかけただけで、<sup>(20)</sup>一方エンゲン流の戦術を「完全に否定した」という意味は大きい。<sup>(21)</sup>しかも時の流れはとまらない。そしてSPDの日常活動も止めることはできぬ。それ(日常活動)はその広さと深さをますますつよめてゆく。合法的・改良的諸活動はSPDに深く根をはり、カウツキーや執行部の「口頭」での「限

定」をますます「空洞化」してゆく可能性を高くする。<sup>(22)</sup>

(1) 以上の主張はVollmar, Über die nächsten Aufgaben der deutschen Sozialdemokratie SS. 5~14.

当面の政策とは①労働者保護法の拡張、②効果ある団結権の達成、③賃金闘争やストライキでの一方の側のための国家的干渉の抑制、④産業連合に関する諸立法、⑤食糧関税の廃止。

(2) フォルマルの主張への反論は、一八九二年の党大会(ベルリン)で「国家社会主義と革命的社會主義」という名で議題とされた。

(3) Ritter, ibid. S. 86.

また、フォルマル、「エンゲン」が同時に「発言」したので、互いに自己の根拠をつよめあうことになった。例えば、バイスター(「エンゲン派」)「社会主義者の党は實際上墮落している。その証拠を我々はフォルマルの演説でみる。」Protokoll 1891, S. 56.

またフォルマルも「……、私は支配集団の考えや活動についての幻想に落入ってでも、ベルリンの『反対派』(「エンゲン」のこと―筆者)のお歴々とのきびしい対立の中でこれをいおう」とのべている。Protokoll 1891, S. 180.

(4) エルフルト大会では、両者を批判する「ベーベル決議」(Protokoll 1891, SS. 156~158)、また九二年のベルリン大

会では、「国家社会主義批難決議」がフォルマル、リープクネヒト連名で出された。「党大会は以下のように宣言する。社会民主主義はいわゆる国家社会主義と同じではない。いわゆる国家社会主義は、国庫目的のために国有化をもとめている限り、私的資本家にかわって国家をおき、それに権力を与え、労働大衆に経済的搾取と政治的奴隷化の二つをもたらすものである。(一節略)国家社会主義者は小規模な護歩とあらゆる一時しのぎのやり方で社会民主党と労働者階級をひきはなし、これによって社会民主党をまひさせようとしている。社会民主党は決して、現在の経済制度の下で労働者階級の向上を目ざす国家的処置をもとめたり、つくったりすることを軽視しない。しかしそのような処置をただ一時しのぎのものとして考え、国家と社会を社会主義的につくり変えるための努力を少しもよわめない。社会民主党はその本質において革命的であり、国家社会主義者は保守的である。社会民主党と国家社会主義者は和解しがたい対立物である。」Protokoll 1892, S. 175.

(5) Protokoll 1892, S. 180.

(6) 九一年の決議にも「正式の決定への服従」「事実にもどづいた批判」「正式の手續をふんだ批判」が強調されている。Protokoll S. 157.

またエルフルト大会では「反対派」の主張の「真偽」を確かめる委員会がおかれ、主張のすゝめてが「Nein, denn

た。調査の対象となった「主張」を通して、「エンゲン」のばらばらな批判の全貌を知りうるのである。列挙すると、①執行部と議員団は組織的に党を腐敗させ、墮落にみちびいた。②執行部は寄食者や追従者に党資金を与えている。③党指導部は最も大切な党利益をおろそかにしている。④革命的精神が個々の指導者において組織的にそなわれている。⑤党において独裁が行われている。⑥すべての運動はうすめられ、社会民主党は小ブル根性の純粋な改良政党へとおちいつている。⑦プロレタリアートとブルジョアの間の妥協をめざそうとしている。

さらに「エンゲン」は「二名除名され、その後脱退し、」独立社会主義者連盟「(Verein unabhängigen Sozialisten)をつくったが、「固有の戦術」「固有の理論」もなく、単に「批判」だけであり、その後アナキストの立場に走り、小グループに分裂し、解体した。(Ritter, *ibid.* SS. 86～87.)

- (7) カウツキーの主張は以下の論文でとらえた。Der Kohgr-  
ess zu Erfurt (N. Z. 10. Bd. 1) Vollmar und der Staats-  
sozialismus (N. Z. 10. Bd. 2) Der Parteitag und der  
Staatssozialismus (N. Z. 11. Bd. 1), Die direkte Gesetz-  
gebung durch das Volk und Klassenkampf (N. Z. 11. Bd. 2)
- (8) N. Z. 10 Bd. 1 S. 163.
- (9) *ibid.* S. 165.

- (10) *ibid.* S. 166.
- (11) *ibid.* S. 166.
- (12) *ibid.* SS. 166～167.
- (13) *ibid.* S. 167.
- (14) *ibid.* S. 167, S. 166.
- (15) N. Z. 11 Bd. 1 SS. 219～220.
- (16) *ibid.* S. 220.
- (17) N. Z. 10 Bd. 2 SS. 710～711.

(18) カウツキー自身当面の「社会改良」を否定しているのでなく、むしろ一般的には肯定(不可欠)で、味方の「力量」と相手(例えばドイツロシヤ政府)によって「限定」がつけられる。(N. Z. 11 Bd. 1 S. 217) 現在社会のわく内での固有化についても、全面否定ではない。(N. Z. 10 Bd. 2 SS. 710～711.) 「社会改良」の一般的「肯定」は次のような発言をもたらす。「我々は、国家社会主義と闘う時はその個々の方策ともたたかかねばならず、他方英国的なリベラルな社会政策の方向とたたかう時、それらの個々の方策とたたかかぬ。逆である。なぜなら、それらは階級闘争の不可欠な手段であり、プロレタリアートの全面的高揚と解放の不可欠なことを形成するがゆえに。」(N. Z. 11 Bd. 1 S. 217.)

この態度は同じ「社会改良」の政策でも労働条件の改良、労働組合、協同組合活動の保障など「下からの改良」

の積極的肯定へと進む。<sup>(22)</sup>

(19) Nr. Z. 10 Bd. 1 S. 167.

(20) リッターにいわせれば「フォルマルルのやり方は党大会の代議員のかんりの部分による生き生きとした支持を見出し、バイエルンのSPDのリーダーの立場は党大会の集団攻撃にもかかわらず不動であることをはっきり示した」ということになる。(Ritter, *ibid.* S. 92.)

(21) しかし「エンゲン」の執行部批判の動きを、エンゲルスのように「文壇や学生の反乱」として、またカウツキーのように「野心家の不満」としてのみとらえるわけにゆかない。その背後には「鎮圧法下」でのきびしい「闘争」をささえてきた大都市の古い黨員層の「不安」「不満」があったことは、みのがしえない。執行部が特に恐れたのは、この二つ部分(「エンゲン」の「革命的言辞」と戦闘的な古参党员)が結びつき、「指導部」から離れることであつた。(Ritter, *ibid.* SS. 84~85.)

我々はSPDの運動の中で、その後も時々ごく一部のトップリーダーの「革命的言辞」と大都市の党支持者の行動が突発的に結びつくのを見る。

(22) リッターはフォルマルルと党執行部(特にベーベル)の論争の結末を、「休戦」とよんでゐる。(ibid. S. 92.)

カウツキーは九二年の大会の結末を、「我々は全般的に満足できる。国家社会主義についての論議はとくに深くも

はつきりもしていないが、実践上の党の目標のためには充分である」——濁点筆者——のべてゐる。Engels' Briefwechsel mit K.K. S. 371. (九二年一月二六日)

### 第三章 「農業論争」とカウツキー

#### 第一節 「農業論争」の背景

九〇年代の半ばにSPDのリーダーの間で生じた論争のうち、内容的にみても、対立のげしきからみても、きわめて注目されるのは、九四年~九五年にかけての「農村政策」をめぐる論争である。この論争にとくに関連する動向としては、まず「農業地帯」での政治運動の高まりがあげられる。慢性的な農業恐慌に加えて、「新航路」路線下での「通商条約政策」遂行のための「穀物関税」の相次ぐ引下げによって、ユンカーを中心とした農業勢力は苦境と防御の地位に立たされ、政治的結束と活動をつよめ、九三年には農業者同盟(Bund der Landwirte)が結成されるに至つた。それらの政策は単に関税の問題のみならず、農民の当面向上のための要求も含み、中小農民をひきつける内容をもち、その勢力は東エルベのみならず、西南ドイツの農民層にもひろまり、また諸政党に対しても多大の「圧力」を与え、「自由労働組

合」に次ぐ大圧力団体になった。<sup>(5)</sup> 他方SPDにとって、農業地帯に対する明確かつ具体的な状況分析及び政策は今まで出ておらず、各地方で独自に政策をたて対応していたのであり、また農村への滲透力もきわめて弱かった。しかし、南部ドイツ地方（バイエルン、ヘッセン、ヴェルテンベルグ）では、独自の「対応」はかなり積極的に行われ、相当の成果をあげていた。そしてこの部分から、とくに強く「農村政策確立」がとえられたのであった。<sup>(3)</sup>

## 第二節 「論争」の経過

九四年のエルフルト党大会で、口火はフォルマル、シェーンラントというバイエルンのSPDのリーダーによってきられた。<sup>(4)</sup> 彼等は当時の状況から判断して、SPDが農民及び農業労働者の「困窮状態」を「徹底した改良活動」で解決するために、「農業綱領」の作成の必要なることを訴え、これが圧倒的多数で受入れられ、この決議にもとづいて農村状況の調査、政策案作成のための委員会がつくられた。この委員会にはフォルマル、シェーンラント、リープクネヒト（ウィルヘルム）、ペーベル、シツベル等のトップリーダーも入っていた。しかし、彼等がつくりあげた政策案は、エルフルト綱領の第二部分（当面する政策）を農民保護のためにつくりかえるという性格をもっているとして、はげし

い批判を委員会外から及び、結局大会（九五五年のプレスラウ大会）の直前に委員会は第二部分から切りはなした農村政策案を出す始末で、これさえも党大会で受入れられず、この内容を否定的にとらえるカウツキーの提案が圧倒的多数で受入れられるという、奇妙なことになるのである。<sup>(6)</sup>

この動きの中でよみとれることは、執行部自体に「農村政策」に対する明確な考えがなかったこと、さらに代議員の態度もきわめて流動的で、一貫していないことである。党のリーダー層は「農村政策」についても手さぐりであった。

## 第三節 カウツキーの対応

この論争に対し、カウツキーはいかに対応したのであろうか。彼はエルフルト大会のフォルマル決議以来、「大事業をわすれる改良主義者」と決着をつける必要性を感じ、きわめて能動的に論争に加わった。<sup>(7)</sup> ここでは彼の対応を、(i)「農村綱領」が党内でなぜ必要とされてきたのか、(ii)なぜに農業委員会の考え方が誤っているのか、(iii)それではどのような農村政策が考えられるのか、という道すじで考えてみたい。

(i) についていえば、「農村政策」の必要性が党内でもとめら

れてきたのは、SPDの「理論的基礎」や「戦術」が不充分なためではなく、「党が農民をまだそれほどとらえていない」一方、農民がすでにSPDの「戦術や綱領に影響しはじめている」ためであり、そしてこのあらわれを、バイエルンの邦議会でSPDの代表が予算案（政府の）に賛成したことや、フランクフルト大会でのフォルマルル、シェーンランク決議にみるのである。カウツキーからみれば、このような動きは「危険きわまりない」そして「大きな誤り」を含んだものに見えるのである。

(ii) その理由については「我々の原則や我々の戦術」が「この十年間ほど、すぐれていると示されたことはない」のに、「なぜそれらが放棄され、以前のかかなり流布している宣伝パンフがすてられるのか。なぜあわただしく新しい戦術、新しいプログラムをもとめるのか」とのべ、さらに「いまやとくに転覆法案(Unsturzvorlage)に直面している」<sup>(9)</sup>状況で、理由もなしに変えるのは適当でない、としている。さらに党にとって今欠けているのは、「支持者」でなく、充分に理論的武装した党員であり、この意味からも「農業家」達の見方は誤まっていると考えられる。<sup>(10)</sup>しかしこれらのこと以上に重要なのは、農業委員会が出そうとしている「農業綱領」は、内容的にきわめて矛盾にみちた、危険な

ものだということである。というのは、「小農保護」という見地は、プロレタリアートの利益からみて対立する要素があるということである。食糧価格をめぐって生産者は「より高い」、消費者としての労働者は「より低い」価格をもとめし、また小農民の中には農業労働者を雇っているものが多い。<sup>(11)</sup>またSPDの掲げる基本原則からすれば「小農没落」はさげえないことであり、それを保護するのは矛盾であるという二つの主要理由からである。<sup>(12)</sup>従ってSPDにとっては「プログラムが土地所有者の保護と安定をのべればのべるほど、我々の運動のプロレタリア的、革命的性格と矛盾する。それをさげようとすればするほど、その要求は小さく、おく病で非活動的なものになる。」<sup>(13)</sup>また「工業プロレタリアートの党（SPDのこと）は、農民としての小農に、重要な点で保守党や反セム党や農業主同盟ほども多く手を差しのべることができない」と考えられ、現在社会のわくの中で社会民主党的農業綱領をつくることは、本来だれがやっても無理なことだということになる。<sup>(14)</sup>

(iii) しかればカウツキーは、SPDがどんな「農村政策」をもてばよいと考えたのか。

まず第一には、プロレタリアートの党として農業労働者への

「扇動」、条件付きの「改良活動」が考えられる。(農村での賃労働従事者は増加しており「純小農」よりもはるかに多いというカウツキーの現状認識が、背後にある。)しかし農業労働者には、特に大都市の労働者とことなつた政策が必要でなく、扇動の方法はかえることがあつても、今まで通りの方針で充分だと考へる。次いで小農(Bauer)に対しては、まずはっきりと、「現在のどの政党も、農民に今日のわくの中で、ある重要なものや、進歩的なものを示すことはできない。それらをすくえる唯一の党は社会民主党である。というのは、社会民主党は唯一の革命党であるから」ということを示すこと、つまり最終目標にもついた扇動をもつと、積極的に示してゆくことが必要であるとされる。そしてカウツキーにいわせれば、それはあまり「實際政策むき」でないけれども、「本当のことで」「さげえぬこと」であり、言わねばならぬ、その見通しとして「たしかにドイツでは効果的な農民への扇動の条件はまだどこでも存在しているとはいえないが、かなりの地方では、この条件がすでにある」として、「小農に社会変革について語つた時、逆にただおどろいて逃げ出すのでなく、社会主義的扇動者がそのことについて語るのをはっきりもとめてくる地方」を知っているともしつており、樂觀的である。

しかしそれなら、小農民には将来のための扇動ばかりで、当面の「プラクチック」な政策は与えられないのか。カウツキーはそれを否定しない。「小農民のプロレタリア化を妨げる処置」はとれないが、「小農の貧困化」に対する処置はとりうることを確認している。しかしその具体案は提示されていない。さらに「農村開発」自体も「プロレタリアート」の側面からみて有利なる場合には、肯定される。

このようなカウツキーの対応から、どんな問題が考えられるであらうか。

まず「一般原則」による「農民」や「農業」のとらえ方が浮び上つており、一方当時の農村地帯の状況及びSPDのそこでの活動状況についてのリアルで精密な認識がなく、あるのはきわめて樂觀的・希望的観測であり、それが「一般原則」とならんで、彼の主張のよりどころとなつていたのである。このような認識からして当然に彼の農村政策はきわめて「教条的」であり、「プロレタリアート中心」、「實際政策」より「扇動」の面が強調されている。しかし他方實際的な政策が全面的に否定もされず、かゝつて具体案を提示したわけでもない。状況認識、戦術両面での「原則」強調と「具体性」の欠如は、一方では彼の「変革理論」

の有効度を低下させるであろうし、他方では「實際家」達への「影響力」「拘束力」をよわめてゆくであろう。ペーベルがいうように、「彼等（實際家）にとっては、バイエルンやフォルマーが模範となるだろう」といえる。そしてこの「農業論争」でのカウツキーの果した役割は、彼自からもいうように、ゆきすぎにブレーキをかけ、原則を確認せしめたという、「ユンゲン」フォルマー論争での役割との類似を感じさせる。

カウツキーを「教条家」「農村の事情を知らぬ書齋人」と批判し、「拒否に熱心なあまり、理性的には全く否定できない、またすべきでない要求までも否定してしまった」と、いきどおり、さらに「プレスラウ決議は少くとも我々の待つ時間を十年のばした。しかしそのために「原理」をすくった」と皮肉るペーベルの発言は、興味深い<sup>(22)</sup>。それは、カウツキーの対応の特色をいいあてているとともに、ペーベル等執行部の態度はカウツキーよりも「原理」には寛容であり、実践政策には敏感であったことを読みとらせるのである。しかし実際上には経過としては、カウツキーらのかけた「ブレーキ」はきかず、小農民の保護を含めた「農業綱領」は各地（とくに南ドイツ）で根をおろしてゆくのである。カウツキー自身プレスラウ大会の三年後、当面の農村の政治的重要

さを確認し、彼の考えからみてSPDの許容限度と考えられる「農業政策」を提出している<sup>(23)</sup>。

(1) 「新航路」の経済政策の特徴は、「農業関税切下げにより、対外的には通商政策上の障害を緩和し、対内的には低穀価・低労賃を招来し、工業関税を援用するカルテルのダンピング政策とあいまって、世界市場争奪戦に優位を占めようとする独占資本の企画、およびユンカー階級の政治的孤立の姿である」とされる。大野英二「ドイツ金融資本成立史論」一六六頁。

SPDは「農工同盟」をくずし、ユンカーの孤立をめざすために「通商条約政策」を支持した。大野、前掲書、一六六頁〜一八七頁。

(2) 一八九三年二月一日に採択された綱領では、「関税切下げ反対」「通商条約締結反対」の中心政策のほかに、「農業とりわけ農民の副業減税」「私法・公法・担当負債形態・農家住宅立法の土地所有者及び農業に有利な完成」「農村自治機関の負担軽減」などの農民のための実際政策も掲げられていた。会員は九五五年に一八万九千人（自由労働組合員は当時二五万九千人）。しかし指導層は、ユンカーを中心とした「大土地所有者」であり、政党についても、「保守党」との結びつきがよかつた。

(3) とくにバイエルンでは、一八九二年には二〇項目にわたる邦議会選挙にのぞむ「プログラム」がつくられ、それは単にプロレタリアートの利益のみならず、農民さらに人民全体の福祉、文化、産業の進展をめざすものであった。(Issiet, *Sozialismus und das öffentliche Leben* SS. 408~409) また帝国議会の選挙結果も、一八八七年にはバイエルン王国で五四、九七四、ヴュルテンベルグ州で一、一〇三であったのが、九三年には、各々二二五、九五二及び四三、〇〇〇と大幅にのびている。(ibid. S. 560) この外今回のSPDの「農業綱領」取上げに影響を与えたものとして、一連の外国の社会主義党(イタリー、ベルギー、フランス)の農村活動及び農村政策提示が考えられる(Ritter, ibid. SS. 137~138.)

(4) フォルマル等の「バイエルン派」と党執行部の「休憩」は、すでに、九四年のフランクフルト大会で破られていた。ここでは、バイエルン邦議会で社会民主党議員(五名)が邦予算案(邦政府提案)を一括承認したことについての「是否」をめぐる、はげしい論議が行われた。ベーベル等党中央は、一括承認は支配階級に奉仕する政府への『信任』投票であり、社会民主党の原則に全く反するとバイエルンの党の行動を責めたのに対し、フォルマル等バイエルンの代表は、問題は原則にあるのでなく、合目的性の問題であり、時と場所に応じて変化する戦術的

手段(予算案の承認)であるとして反論、結局ベーベルの「決議」を修正した案が採択され、ベーベル案そのものは否決され、一方フォルマルの「合目的性をとえざる主張」も否決されたが、九六名の代議員の賛成をえた。(Günther Hennig, August Bebel SS. 91~105, Ritter, ibid. SS. 128~134. 広田可朗著「ドイツ社会民主党の財政政策」五四~五九頁。

(5) Schröder W., *Handbuch der Sozialdemokratischen Parteitage von 1863~1909*, SS. 809~10.

この決議では、まず前半部で、ドイツの農業地帯では三つの方向の対立がはげしくなっていることがのべられている。それは、一つは農業資本家と土地貴族(ユンカー)、二つは大所有者と小所有者、三つは農業企業者と農業労働者の対立である。この中で中間層(農民の)のプロレタリア化、「農業労働者の階級意識」の深化は二層すすむとされ、「それゆえSPDがもつとも熱心に農業問題にとりくむのは不可避になってくる」とのべ、後半部では、そのための「状況把握」の必要性、問題解決の方向性がのべられる。「社会問題の重要な構成部分としての農業問題は、ただ耕地が労働手段とともに現在の賃労働者、もしくは小農として資本のために土地を耕やしている生産者にもどされた時、はじめて解決される。当面、しかし、農民や賃労働者の困窮状態は徹底した改良活動によって解決されねばな

らぬ。党の当面の課題は、特別な農業綱領をうちたてることである。それは、エルフルト綱領の農民や貧労働者にくくに役立つ、もつとも当面する要求を、農民の立場に見合った主張で補い完全にするのである。農民保護は租税支払者、負債者、損失をうける農業主としての農民（小農）を救うのだ。農業労働者保護は団結・結社権をつくり、それらに組合的労働者の一歩をあたえ、そしていくつかの社会政策的保護法（労働時間、労働条件、労働監督官）によって、無限の搾取からそれらを保護するであろう。」

最初の委員会の案では、綱領第二部分的の導入部は「この原則から、ドイツ社会民主党は国、邦、及び自治体におけるすべての公的制度の民主化のために、そして労働者階級の社会状態の向上のために、そして既存の国家と社会秩序の枠内での工業、農業、商業そして交易における状態の改良のために、当面以下のことをもとめる」と改められていた。(Protokoll 1895, S. 212)

- (6) この提案は、「農村開発のために、そして農業労働者や小農を高めるために、党大会は黨員に公共団体での扇動と実践活動のために以下のことをもとめる」という前文とともに、八項目の政策からなっていた。(Schröder, *ibid.*, S. 12)

カウツキー決議——「農業委員会から出された農業綱領についての原案は否定すべきだ。というのは、この綱領は

農民達のために、それらの状態の向上、すなわちそれらの私的所有の強化をもたらすのだ。それは、今日の社会秩序において農村開発の利益を、プロレタリアートの利益のためにのべている。しかし、農村開発の利益は、私的所有の支配下にある工業の利益と同じく、生産手段の所有者、プロレタリアートの搾取者の利益である。さらに農業綱領は搾取者国家に新しい権力手段を与え、それによって、プロレタリアートの階級闘争をよわめるのだ。そして結局この原案は、プロレタリアートが政権奪取を行った国家だけがうまくもたらしてくれる課題を、資本主義国家においているのだ。」Schröder, *ibid.*, S. 14~15.

これはカウツキーの「提案」の第一分部分であり、一五八対六三で受入れられ、第二部（農業事情の研究とそのため資金調達——農業委委会の附随提案と同じ）は満場一致で採択 (*ibid.* SS. 14~15) された。

この論争の経過については山口和男「ドイツ社会民主党は農業問題」(思想四九〇号)にくわしい。また Ritter, *ibid.*, SS. 134~144.

- (7) V. Adler, Briefwechsel mit August Bebel und Karl Kautsky SS. 160~161, S. 165. すべて Adler. 「我々の中をなきやせむとて悪く」とは、闘争をあまりに押し進めようとすることである。フォルマールはあらゆる未決断の闘いを勝利として利用する」とのべ、過去二回

の党のフォホルム批判の手ぬるさや指摘しており、これはまた執行部への批判でもあった。

- カウツキーの「農業論争」についての対応は Die Erfurter Programm und die Landagitation (N. Z. 13. Bd. 1), Unser neuestes Programm (N. Z. Bd. 13 S. 2), Noch einige Bemerkungen zum Agrarfrage (N. Z. 14. Bd. 1), Die Breslauer Resolution und ihre Kritik (N. Z. 14. Bd. 1)
- (8) N. Z. 13 Bd. 1 S. 281.
  - (9) *ibid.* S. 281.
  - (10) N. Z. 13 Bd. 1 S. 281.
  - (11) 13 Bd. 2. SS. 618~619.
  - (12) *ibid.* S. 618.
  - (13) *ibid.* S. 617.
  - (14) *ibid.* S. 618.
  - (15) *ibid.* S. 617.
  - (16) 14 Bd. 1. S. 110.
  - (17) 13 Bd. 1. S. 616.
  - (18) *ibid.* S. 619.
  - (19) *ibid.* S. 619~620. 例としてカウツキーは「南ドイツ」をあげているが、「南ドイツ」は「終極目標」のプロバガンダでなく、当面の「農民の政策」がもつとも進んでいた地方である。(注3)。(注4)。(参照。)
  - (20) N. Z. 14 Bd. 1 SS. 109~111, 同様の指摘はすでに九

二年の「Erfurter Programm」にもあらわれている。SS. 248~251.

- (21) *ibid.* 14 Bd. 1 S. 112. 「我々の党は、ブレスラウ党大会では、フランクフルト党大会、そしてそれ以後小農保護の方向にすすんでいた足取りを再び逆にさせるといふこと以外に何もいっていない。」「ブレスラウ決議は、討論にただ方向を与えただけである。その方向にもとづいて社会民主党の農業政策の基礎について討論を行うために、議題から農業綱領はずしたのだ」。したがって、カウツキーにとっても「農村政策」は未解決であった。
- (22) V. Adler, *ibid.* SS. 193~195.
- (23) K. K. Agrarfrage. その中で「社会民主主義は農業綱領を必要とするか」(向坂訳、岩波文庫版)下巻一二四頁~一八四頁、ここでカウツキーは、農業の比重が下るとともに政治的意義がきわめて高くなってきたこと、社会の「調和のとれた発展」のために、また「人間性」の保護という見地、さらに「プロレタリアート」の「階級闘争」の円滑な進展、及び当面の利益(食糧生産とその価格)からみて、「農民」及び「農村」の「扇動」の強化とともに、「具体的政策」の提示の必要性をとく。そして(イ)農村労働者の利益のために、(ロ)農業保護の方策、(ハ)農村住民の全利益のために、として全部で一七項目の政策を掲げた。この中でとくに注目されるのは、(イ)において「地方自治の拡

充」「ミリタリズム」への反対、「現在の國家が文化的任務をうけもつ」必要性が強調されていることである。とくに「國家論」については「プロレタリアの國家権力のための闘争は、單に決してその権力手段の奪取のための闘争を意味するものではなく、それは自然必然的に、絶対君主制や寡頭政治をデモクラシーに転化させる努力をも意味する。

ならびにまた國家の支配任務を除去しその文化任務を強調せんとする努力、警察國家や軍事國家を文化國家に転化させる努力をも意味する」とのべていることである。(第五章注33参照) またこの農村政策論はベルンシュタインによって「民主主義的改良」をもとめるあらわれとして賞讃されるのである。(第五章第一節参照)

#### 第四章 プロシヤ邦議會選挙参加をめぐる

##### 第一節 論争の経過

一八九七年になって、「プロシヤ邦議會選挙参加」をめぐる意見が、党内で大きな問題となった。これは、当時のSPDの立場及びおかれていた状況をきわめて広く深く考えさせるものであった。プロシヤ邦議會の選挙制度は、三級、間接、公開選挙制であり、SPDが具体的な成果をあげることがきわめて困難であ

り、これに対してのSPDの態度は、一八九四年のケルン大会で「選挙では棄権」と「普通、秘密、平等、直接選挙権の獲得」のため「エネルギー」な「扇動を行うこと」を決めていたが、その後目標は達成されず、今回の議論は「ケルン決議」の撤回、つまり「邦議會選挙参加」の方向へとむけられていた。そして九四年に「参加反対」にまわった多くの人々が今回「支持」にまわっており、その根拠を「党内外の状況の変化」にもとめていた。カウツキー自身も積極的に、そして具体的に「ケルン決議の撤回」「選挙参加、他党との一定程度の協力」を主張し、それがまた党内の「選挙参加」の意見をつよめることになった。

##### 第二節 カウツキーの対応

ここではカウツキーの主張を(1)当面選挙参加、そこで他党との協定をなぜ必要とするのか、(2)なにを目標にするのか、に分けて考えてみたい。

(1)については、党外の事情と党内の事情を分けて考えてみよう。まず党外つまり当時の政治状況による原因として、プロシヤ邦議會の政治的比重が高まってきたことがある。「帝國議會で意のままにならぬプロシヤ反動政府は、どのように不利になろうと満足のゆく選挙システムによって守られた邦議會で、実をあげ

る。」そしてその傾向が一層つよまってきており、プロシヤ団結結社法作成もそのあらわれと考えられ、「帝国議会が(紙上の「連合政府」のような)きれいな演説をし、きれいな決議を行っている一方、反動は帝国の中心的那邦の中で、プロシヤ邦議会によって次々と地歩をえている」という危機感であり、これにもう一つ重要な認識が加わる。先の引用にあった「反動」とは、カウツキーにとって「帝政」だけでなくユンカー勢力をも含んでいるのであり、近年この二者の政治的结合は一層密になっておりそしてユンカーはまずプロレタリアートと激しく対立するが、次第に国民大衆さらには「工業資本家」とも対立してきていると考える。

「賃労働者に対する共通のにくしみは、はじめユンカーと工業家をむすびつけるが、しかしこの友好関係はとだえる。」「生活手段の値上りは単に労働者階級をおそうばかりでなく、資本家をもおそう。同時にドイツはだんだん輸出工業国になってゆく——でさるかぎりの世界市場での自由交易と適切な取り引き契約によつて——。他の面では政治権力のもつ欲望と感覚は、ユンカーを一層はげしい人民への収奪、いや工業繁栄と資本主義社会の基礎全般への攻撃にむける。それらは軽卒に関税戦争をひきおこし、原料の値上やあらゆる種類のいやがらせによって工業や商業の全部

門をおとろえさせる。税金をあげ、近代社会の条件と全く結びつかないようなもの(例えばカニツ動議)や、少くとも近代的な実業活動の行程に何んらかの損失を与えがちな要求や偏見によって、たびたび全実業界をまひさせる。このような要求は、社会民主党の要求以上に、ブルジョアジーをおどろかせる。」そしてここからユンカー及びプロシヤ政府と他の「人民諸層」の対立の激化を考え、その結末はきわめて重要な政治的意味をもつ闘争に進むと考えられるのである。「我々はきびしい政治闘争の時期をむかえる。その結果は、全ライヒでのすべての民主主義勢力の全くの敗北、恐らくは短期であろうが途方もない犠牲とむすびついた反動か、絶対主義や封建主義の残余の最終的な消滅と近代国家——プロレタリアートの政治的支配を意味しないが、プロレタリアートに政治権力への平和的な道を実現する基礎を意味する国家——への移行」のいづれかになると予測する<sup>(6)</sup>。

したがってここから、当面の主敵をユンカーと規定し、それらに反対するという意味で他の諸勢力との協力は非常に必要なことであり、可能でもあると考える。しかしこのようにプロシヤ邦議会選挙に積極的に参加し、他党との協力も考えられるとする理由は、党の内部にも、もとめられる。カウツキーは二つの角度から

これを主張する。一つは党の運動論からである。まずケルン決議で「選挙に参加しない」で「熱烈なアジテーション」によって「選挙法改正運動」を行おうとしたにもかかわらず、運動が盛上らなかつたことを反省し、その大きな原因は、「大衆にプロシヤ議会の重要性」が充分にみとめられていないことにあると考え、選挙戦にSPDが参加することが、「重要性認識」の最良の手段だと考えるのである。この「選挙権改正」のためという目的とならんと、邦議会選挙運動がもたらす戦術上の実益が考えられる。「帝国議会選挙の際には、いつもミリタリズムへの闘争が前面に立つ。というのは、軍事問題が帝国議会に影響する領域のもっとも重要なものであるから。我々の選挙扇動（帝国議会の——筆者）は、これによって当然にも一面的なものになる。」そしてこの一面性は、地方議会選挙での「扇動」を行うことによって解消されるのであり、「我々はそれ（邦議会選挙扇動）によって、プロシヤ人民がまだ知らない領域を我々の実政策的綱領によってそれらに示すことができるようになる」とし、また逆にSPDがそれまで見すごしていた問題が深くとらえられるという実益もあり、帝国議会選挙で「えられない」また「与えられない」運動上の効果があると考へる。<sup>(8)</sup>

これはプロシヤ邦議会のみならず、「自治体代議機関」の選挙を全般的に評価することになり、このことが当時の緊張したプロシヤの政情とあわさって、強い「邦議会選挙参加」の主張を生み出したのである。しかしカウツキーは、もう一つ別の理由を加える。それは党自体が拡大したことによる性質の変化である。彼の言葉によれば、党の勢力拡大によって、当面する政策の実現をめざす必要性和可能性が生じてきたというのである。つまり勢力拡大を主目標にする「アジテーター政党」的要素とともに、政策実現を主に考える「政治家政党」的要素も生じてきたというのである。そして「SPDを大きく強くしたのは、政治家よりもアジテーターである。そして、いまや党内で、アジテーターの見地や我々の党の伝統と全くちがった、単純ではない政治家の見地から選挙戦術をとなえる論議が、生じてきたのである」<sup>(9)</sup>と考へる。

(イ) そして邦議会選挙への具体的目標として次の四点をあげる。すなわち、

- (1) ユンカーの政治的な力の弱体化をめざす。
- (2) 議席の獲得。
- (3) 我々の闘争と扇動の拡大。
- (4) 普通選挙権獲得の闘争を邦議会までひろげること、<sup>(10)</sup>であり、その形態としては、他党との一定の協力、つまり「プログラムの妥協ではなく行動の妥協」、具

体的にいえば独自の「選挙運動」と投票の際の協力が主張されているのである。<sup>(11)</sup> カウツキーにとって選挙の不参加は邦議会で政府の強化、人民の中での自由諸派の強化を意味し、またその参加は「邦議会で政府の弱体化、人民の中での我々(SPD)の地位をつよめること」を意味することになる。<sup>(12)</sup>

一方ハンブルグ党大会では、はげしい討論のすえケルン決議は撤回され(一六〇対五〇)、プロシヤ邦議会議選参加がみとめられた(一四五対六四対一)。しかしこの決議では「他党との妥協や連合はおこなわれない」という語句が入っており、カウツキー等の主張が完全にとり入れられたとはいえなかった。<sup>(13)</sup> その後もこの「妥協」という語をめぐって、また選挙参加による実質的な効果をもたらすために、決議の修正が検討され、結局九八年のシュトゥットガルト大会で「ハンブルグ決議」の撤回がなされ、「プロシヤ邦議会議選参加への参加の問題は、個々の選挙区の決定にまかされる」ということになり、「とにかく行動を」とよびかけたカウツキーの主張に近くなった。

この論争においてカウツキーは、それまで具体化されていなかったいくつかの状況認識及び戦術をあきらかにしている。第一には、プロシヤ政府・ユンカー勢力・工業諸勢力の政治的特色、

関連と、それに応じたSPDの戦術が検討されている。そしてここの彼の見解はユンカーを中心とした主農派(Agrarier)と大独占を中心とした工業家勢力の政治上の結合、いわゆる「穀物と鉄」の同盟の再強化と考えられる「総結集政策」(Sammlungspolitik)へくさびをうちこもうとするものであり、当時の重要な政治路線たる「対抗結集」(Gegensammlung)の考えにつながるものであった。<sup>(14)</sup> 第二には「ユンカー勢力」の打倒の目標に「近代的・民主主義的國家の実現」が想定されていることである。同じ頃に出された「農業綱領」にも類似の指摘がみられ、(三章注23参照)、一応明確な未来の「目標」を打出したものと見て見のがせない。さらに一般的な党の戦術として、議会をめぐる闘争——選挙闘争、議会内闘争——がきわめて重要な当面の戦術として考えられており、さらに議会内闘争も単なる「プロバガンダ」の場以上のものとされている。

そしてこの評価は、党リーダーの多数の評価とも、また党の實際活動ともズレはない。<sup>(15)</sup> 「プロシヤ邦議会議選」論争へのカウツキーの対応を見の中で、SPDの日常の実際の活動の「広がり」と「深まり」とともに、カウツキーの「変革理論」の活性化・具体化がよみとれるのである。

しかし、彼がブルジョア諸勢力とエンカー勢力の対立の強まりを期待したにもかかわらず、現実には、ある利害の相違がそのま  
ま両者の政治的対立、さらにはブルジョア諸勢力のSPD及び  
「プロレタリアート」への接近をもたらすものでなく、その動き  
はきわめて流動的かつ多様であり、その後も「反動勢力と民主主義勢力」の対決はみられず、再々SPDのリーダーやカウツキー  
の「期待」や「甘い予想」はうらざられるのである。そして他の  
階級、他政治勢力へのカウツキーの評価も、また「民主主義国家  
実現」の可能性の見積りも、一定しないのである。<sup>(16)</sup>さらに「政治  
家的傾向」を容認し、「プログラムの妥協でなく行動の妥協」を  
可能と考えたけれども、この「政治家的傾向」「行動の妥協」こ  
そ、「プログラムの妥協・曖昧化」をおしすすめ、カウツキー等  
の「原則確認」による「ブレイキ」を「きかなく」してまうもの  
だった。しかしこの論争でのカウツキーの対応は、「実際」政策  
のゆきすぎに原則の「わく」をはめるといふ類型よりも、むしろ  
実際のかつ具体的な戦術・政策を提示し、それを「中間項」を通  
して「原則」とつないでゆく、という類型として考えられる。こ  
のような対応は一九〇〇年以降のカウツキーの見解の中に多くみ  
られ、「改良主義的」戦術を原則で否定しつつも実際政策で容認

するという対応でなく、「理論全体」で「改良主義的戦術」を肯  
定してゆくものであった。我々はその「きざし」を「邦議会选择  
参加論争」での彼の主張にみるこができた。しかし、その「中  
間項」はきわめて、「不安定」なものであり、必ずしも彼の  
「変革理論」の有効性を高めることに貢献していないのである。

(1) 独立して参加しても「成功」の見込みがなく、また他党  
との妥協は「自陣営」においての「墮落と争いとあいまい  
さをもたらす」ということが、「棄権」の理由であった。

(Protokoll, 1893, S. 268.)

また当時ベルギー、オーストリアで「選挙法改正」のは  
げしい大衆運動が行われていたことも、SPDの「戦術決  
定」に関連していた。

(2) 一八九三年にはベルンシュタインが、「プロシヤ議会議  
挙と社会民主党」という「ノイエ・ツァイト」での論文で  
SPDの「選挙参加」と「他党との協力」をよびかけたが、  
支持者はほとんど見出せなかった。今大会の報告者アウア  
ーの「参加賛成」理由は、①SPDの地方議会議会選挙への参  
加は、一般的になっており、「成果」(当選者)も増大してい  
る。②プロシヤ議会で反動がつかよまっている、という  
二つを主要根拠にあげている。Schroder, ibid. Ss. 260~

- (3) 「一八九三年にはベルンシュタインやウンスがその立場にあっただけに、ノイエ・ツァイトリヤさらにその編集長カール・カウツキーがくりかえし(参加を)主張して、この度は、逆である。」アウアーの報告の中の一節、*ibid.*, 263)
- (4) カウツキーの「邦議会議選挙」への主張は、主に「*Umsturzgesetz und Landtagswahlen in Preussen. Die preussischen Landtagswahlen und die reaktionäre Masse.* (N. Z. 15 Bd. 2) Was ist ein Kompromiss? (N. Z. 16 Bd. 1) 249°。
- (5) N. Z. 15 Bd. 2. SS. 275~276.
- (6) *ibid.* SS. 586~589. 類似の指摘は SS. 280~281.
- (7) *ibid.* S. 276.
- (8) *ibid.* S. 581.
- (9) *ibid.* SS. 583~584.
- カウツキーの説明によれば、アジテーターと政治家の立場の差は以下のようになる。政治家のそれは、「それらの政党の力をできるだけ合目的な方向へむけようとしており、少ない犠牲もしくは力の行使で最大の成果をあげようとするものであり」、それらは自派だけで政策達成が困難な時、「他党との協力でそれを達成しようとする。」これに対してアジテーターの立場は自派を他派から区別し、他党を支持している大衆を自派にひき入れることを目標としている。それゆえアジテーターの立場からすれば、もつとも近い敵がもつとも主要な敵となる。主に党の勢力が弱くて「拡張」の必要がもとめられている時には、「アジテーターの視点」が、また「党が大きくなればなるほど」「政治家の視点」が、力をえてくる、と考えられる。
- (10) *ibid.* S. 582.
- (11) *ibid.* S. 590.
- 類似の指摘は *ibid.* SS. 278~280. 「墮落、腐敗の可能性」が少なうことも論証されている。
- (12) *ibid.* S. 589. 類似の指摘は *ibid.* S. 280.
- またカウツキーは邦議会議選挙参加の見通しと意義を、以下のようにもっている。
- 「政府は、官僚は、軍隊は、*ユンカー*に属している。帝国議会は、*ユンカー*の敵に属している。邦議会もうまくゆけばそれら*ユンカー*の敵に属することができよう。次の邦議会議選挙で、親*ユンカー*の政府は、法のわく内にいるかぎり全く無力であり、帝国議会に対し邦議会議を使うことができなくなる状態におくことは、可能である。これは我々にとってどうでもいいことだろうか！この際ただ実質的に*ユンカー*と自由派の争いが問題になっており、それゆえただ、二、三の自由派の候補を当選させることが問題となっていない。

るだけなのだろうか」と。(Ibid. S. 589)

- (13) 「次のプロシヤ議会選挙への参加は、状況がそのようなものを党員に可能にするところでは、どこでもみとめられる。いかなる範囲まで個々の選挙集団における選挙参加が可能であるかは、地方の状況に応じて個々の選挙集団が決める。他党との妥協や連合は結ぶべきでない。」(Schroder, ibid. S. 266.)

しかしカウツキーはこの決議から、「妥協に至らない協定」は可能と主張したように、決議は他党との関連について「あいまいさ」をのこすものであった。(N.Z. 16 Bd. 1. [Was 1st Kampromis?])

- (14) 九〇年代前半の内政の中心ラインは、上層ブルジョアの利益がユンカーを中心とした農民勢力の利益に優先しようとした「通商条約政策」の路線でもってあらわされ、その路線に関しては、ユンカー孤立策、自由貿易を目ざすSPDとしては、必ずしも対立するものではなかった。

しかし九〇年代のドイツにおいて、ユンカーを中心にした農民勢力をおさえて政治指導を行うことは不可能であり、彼等は様々な形で自己の権益維持のために動き、とくに「農業同盟」及びプロシヤ邦議会での保守党を中心とした農業主勢力(主にユンカー)の活動は、帝国の「政策決定」に直接的かつ実質的な力となって作用した。それゆえ大工業資本家も、自からの利益貫徹のために、農業主勢

力との妥協へとすすまねばならなかった。かくして「新航路」は再び「農工同盟」へと傾きはじめ、おりしも国際状況は「経済力」と「自由貿易」による市場拡大の競争から、高度保護貿易政策と軍勢力を背景とした市場競争へと移ろうとする時点であり、両者の利益結合は一層容易になった。そこで基本線を「保護関税の強化」と「軍勢力の強化」の「結合的実行」におく「総結集政策」が生じてくる。この「総結集」は、社会主義及び労働運動にとって、「敵の結束」、「味方への圧迫の強化」という側面をもっており、SPDが「農」と「工」の相連を強調し、両者をひきはなそうとする意味は、大きかったといえる。ブルジョアジーの中でも「総結集」に抵抗し、「反ユンカー路線」「労市提携」(労働者と市民との提携)の動きが生じているのであり、この動きが「対抗結集」とよばれる。大野前掲書一六六〜二五六頁、「ドイツ資本主義論」三八二〜四〇八頁。またこの総結集政策へのSPDの対応は、一八九八年の「関税・通商条約」に対する党大会決議できわめてよくあらわされている。(Schroder, ibid. SS. 574~575.)

カウツキーは「保護関税」の強化を通しての「農工同盟」について、「保護関税」の強化は農・工いづれにも経済的にはマイナスとなりうるが、「工」は「プロレタリアートの前進」を恐れて、ユンカーと妥協したこと、さらに、保護関税強化の結果は生活物資の値上げをもたらし、「賃

上要求」を高め、労使の対立が激化しはじめていること、またこれと同時に労働運動の取締りの動きも生じていることを指摘している。(ibid. SS. 579～580) このように確かに三つの現象——「保護関税」「労働運動」「取締り」——が「結びついたもの」としてとらえられているが、大ブルジョアが当時、自からの「経済上」の利益でも「保護関税」を必要としていたこと、さらにこれが「軍拡」の動きとも結びついていたことは、明らかにされていない。

(15) 選挙闘争の広まりと成果は、帝国議会及び邦議会の SPD 議員及び得票数の増加にはつきりあらわれている。また議会活動については、Issaief, Sozialismus und das öffentliche Leben にくわし。

(16) このことは、カウツキーの「保護関税の強化」についてのべた見通しと、「プロシヤ邦議会選挙参加」でのそれを較べても、読みとれる。

前者においては「ユンカー」と「ブルジョアジ」の結合が、後者ではその「離反の傾向」が、指摘されている。そして「結合」「離反」のいづれが強調されるかによって、「民主主義の進展」への見積り、期待もことなってくるのである。さらにカウツキーの「判断」を不安定にさせる要因として、両勢力(ユンカーとブルジョア)の「結合」「離反」をとらえる基準が一定してはず、ある時には経済的利害の対立が、またある時にはもつばら議会レベルでの

「不一致」が基準とされている点を、みのがすことはできない。(第五章参照)

## Die Beurteilung der Situation und die Taktik von den Führern der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands.

Bei Karl Kautsky 1890~1900 (1)

Samon YAMAMOTO

Der Doktorlehrgang des Forschungskursus.  
Juristische Fakultät, Hokkaido-Universität.

In diesem Aufsatz bringe ich die Ansichten Kautskys in den Brennpunkt, damit ich erforsche, wie die Führer der SPD die Situation beurteilten und die Taktik erworfen.

Dadurch bringe ich ins Klare, wie die Theorie Kautskys über damalige Politik und Revolution verkörpert und aktiviert wurde.

Zuerst betrachte ich seine Schätzung des Erfurter Programms als der gründlichen Revolutionstheorie im Anfang der neunziger Jahren.

Dann betrachte ich seine Meinung von den Vollmar-Jungen-Debatten, der Agrarfrage und der Teilnahme an der preussischen Landtagswahl, weil ich dort den Verkörperungsprozess sehe. Zuletzt betrachte ich seine Behauptung um die Bernstein-Debatte zur Nachprüfung seiner gründlichen Theorie.

- 1) Die gründliche Theorie Kautskys über Revolution ist nicht anders als der erste Teil des Erfurter Programms. Ihr Merkmal ist darin, daß sie den Verlauf der Zukunft nur als eine notwendige Tendenz ergreift und daß es ihr an der Ergreifung der konkreten Situation Deutschlands und an der dringenden Taktik und Politik fehlt.
- 2) Seine Meinung von der Vollmar-Jungen-Debatten fasste die Richtung der theoretischen Verkörperung in SPD, das heisst die sogenannte sozialreformistische Taktik und Politik in den Rahmen der "Gundsätze", ein, obwohl sie solche Taktik und Politik nicht ablehnte.

- 3) Seine Behauptung um die Teilnahme an der preussischen Landtagswahl ist ein Ausdruck der Verkörperung und Aktivierung seiner Theorie —ein Ausdruck seiner Ergreifung der konkreten Situation Deutschlands und des Entwurfs der dringenden Taktik, obwohl seine Schätzung von gegenseitigen Verhältnisse der politischen Parteien und von der Möglichkeit der demokratischen Entwicklung in Deutschland unsicher und ungenügend ist.

(Fortsetzung folgt !)